平成２０年（フ）第５１号
愛知県一宮市多加木２丁目７番９号
破産者　株式会社三栄
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２０４４号
大阪市浪速区日本橋西１丁目２番５号
破産者　株式会社ＡＥＧＬ
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３０号
茨城県水戸市笠原町1511番地
破産者　株式会社北信商事
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１０４１号
東京都東村山市本町２丁目13番地１
破産者　有限会社河野工務店
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第２６６６号
横浜市金沢区鳥浜町12番11
破産者　株式会社シエナ・テクノ・クラフツ
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３２７号
神奈川県相模原市千代田２丁目11番８号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県相模原市相生３丁目14番６号
破産者　株式会社ビー・シー・オー
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２０年（フ）第５６１号
岡山県備前市三石171番地の７
破産者　有限会社松尾組
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第７２８号
岡山県備前市三石171番地７
破産者　亡松尾三弘相続財産
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成１８年（フ）第１４８号
秋田県大仙市太田町斉内字小曽野97番地
破産者　合資会社丸幸建設
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
秋田地方裁判所大曲支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第６５９号
仙台市太白区中田７丁目25番16号　ロイヤルシティ石田Ａ202、開始決定時の住所宮城県黒川郡富谷町太子堂２丁目７番８号
破産者　杉　　研二
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５７号
仙台市太白区中田７丁目25番16号　ロイヤルシティ石田Ａ202、開始決定時の住所宮城県黒川郡富谷町太子堂２丁目７番８号
破産者　杉　百合子
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成１９年（フ）第２０７４号
愛知県春日井市岩成台８丁目４－１　609号棟707号室
破産者　松浦　光典
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２８３５号
名古屋市中川区万場１丁目119　ベルジェ幸303号、開始決定時の住所名古屋市中村区太閤１丁目19番51号
破産者　服部　芳典
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１２８号
神戸市垂水区西舞子４丁目25番１―708号
破産者　中谷　　博
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５６８号
大分県別府市大字南立石1966番地の29
破産者　大嶋　公正
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２５１８号
札幌市中央区南９条西17丁目１番１―302号
破産者　小林　裕明
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第５７４号
函館市昭和１丁目16番14号、開始決定時の住所函館市美原２丁目４番15号
破産者　千葉　恭史
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５１９号
神奈川県相模原市東林間１丁目15番１―405号
破産者　谷口　澄子
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部